

＜災害時における要配慮者の特性ごとに必要な対応＞

区 分	ひとり暮らしの高齢者
特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・体力が衰え、行動機能が低下している人もいる。どれだけ自力で行動できるかは、人によりまちまちである。 ・避難所における各種情報の察知が遅れる場合がある。
情報伝達の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・避難に向けて心の準備ができるよう、なるべく早い段階から災害に関する情報を提供するとともに、情報から取り残されることのないよう、防災行政無線に加え、電話や訪問により、直接本人に伝達するよう配慮に努める必要がある。
避難時の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から服用している薬があれば携帯する。 ・避難途中での紛失に備え、薬やお薬手帳の該当ページを写真にとり、共有しておくことが望ましい。 ・義歯を装着して避難する。
避難所での留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者は口渇等、自覚しにくく、脱水を起こしやすいという特性があり、避難所では周囲への遠慮や煩わしさから、トイレの回数を減らそうとして水分の摂取を控え、脱水を引き起こす場合があるので、声かけ等の配慮をする。 ・また、行動が制限されがちな避難所生活が高齢者の廃用性症候群(動かないことによる生活機能全体の低下)を発症させることから、そのことをボランティアも含めた支援者に対して啓発するとともに、必要以上の手助けは避ける、動けるように通路を確保する、体を動かす機会を提供する等、保健、医療関係者と連携を図りながら、早期から予防に取り組む。 ・本人の意向を確認の上、出入口やトイレに近い場所の確保や、居室の温度調整に努める。

区 分	ねたきりの高齢者
特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の状況を伝えることが困難な人もいる。 ・自力での行動ができない。
情報伝達の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・避難に向けて心の準備ができるよう、なるべく早い段階から災害に関する情報を提供するとともに、情報から取り残されることのないよう、防災行政無線に加え、電話や訪問により、直接本人、家族、支援者に伝達するよう配慮に努める必要がある。
避難時の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子やストレッチャー等の移動用具を確保することが望ましいが、移動用具等が確保できない場合には、負い紐でおぶったり、毛布等で作った応急担架等により避難させる。但し、通路の状況(地割れ、塀の崩れ、水没等)によっては、車椅子やストレッチャー等では避難できない恐れがあることに留意すること。 ・日頃から服用している薬があれば携帯する。 ・避難途中での紛失に備え、薬やお薬手帳の該当ページを写真にとり、共有しておくことが望ましい。 ・義歯を装着して避難する。
避難所での留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な介護・福祉サービスが受けられるよう、サービスの提供主体との連携に努める。 ・プライバシーに配慮した介護スペースの確保に努める。 ・必要により福祉施設への移送を検討する。

区分	認知症の高齢者
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・自分で危険を判断し行動することが困難である。 ・自分の状況を伝えることが困難である。
情報伝達の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・家族、支援者への迅速な情報伝達が必要 ・努めて冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等、本人を安心させ、落ち着かせるようにする。
避難時の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・必ず誰かが付き添い、手を引くなどして移動させる。(一人にはしない。) ・災害の不安から大声や奇声をあげたり、異常な行動をとっても、叱らない。 ・義歯を装着して避難する。
避難所での留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者の場合、環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、日常の支援者が適宜話しかけるなど、気持ちを落ち着かせるよう配慮する。

区分	視覚障害
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚による状況の把握が困難。災害時には住み慣れた地域でも状況が一変するため、単独では素早い避難行動がとれない。 ・安否確認時に、正確な情報が得られているか確認し、白杖の有無に関わらず、必ず人的支援をもって避難所への誘導など避難行動を支援する。
情報伝達の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線に加え、メール一斉伝達システムのメール内容の音声読み上げ機能付き携帯電話等を活用した情報伝達が有効である。 ・災害時は、日常の生活圏であっても認知地図(人それぞれが自分の頭の中に作り上げている地図のこと。)が使用不能となる場合があるため、家族、避難支援者にも迅速な情報伝達が必要
避難時の留意・事項	<ul style="list-style-type: none"> ・白杖を持たない方の手で支援者の肘や肩を持ってもらい、歩行速度に気をつけながらゆっくり歩く。手を引っぱったり、白杖や腕をつかんだり、後ろから押ししたりしない。 ・段のある所では、段の手前で立ち止まり、段が上がるのか下がるのかを伝える。 ・盲導犬を伴っている人に対しては、方向を説明し、直接盲導犬を引いたり、触ったりしない。
避難所での留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の意向を確認の上、できるだけ出入口やトイレに近い場所を確保するなど、移動が少なく済むよう配慮する。 ・館内放送・拡声器などにより、音声情報を繰り返し流す必要がある。点字や拡大文字のほか、人による朗読、録音された音声情報、音声コード付きの資料など、一つないし複数の組み合わせでコミュニケーションをとり情報提供に努める。 ・必要に応じボランティアを配置する。 ・避難所に白杖の予備を置いておく。白杖等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給するように努める。 ・仮設トイレを屋外に設置する場合、壁伝いに行くことができる場所に設置するか、順路にロープ等を張り、移動が安全に行えるよう配慮する。 ・避難所の出入口(靴脱ぎ場)が散乱しないよう、避難所の状況に応じて管理運営上の工夫を施す。(避難者の靴などがあふれていると、視覚障害者は白杖が使えない、つまづき転倒する、出入りできない。) ・避難している視覚障害者の情報(どの避難所に何人)を県(担当部署)や支援団体(障害者団体等)と共有し、必要な支援が届くよう配慮する。

区 分	聴覚障害
特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・音声による避難誘導の指示が認識できない。見えている範囲以外の危険の察知が困難。自分の状況を音声で知らせることができない。 ・必ずしも手話ができるわけではない。 ・本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要
情報伝達の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認や情報伝達は、FAXやメールの使用や対面による。 ・正面から口を大きく動かして話す。 ・手話・要約筆記・文字・絵図等を活用した情報伝達及び状況説明が必要である。
避難時の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・手話、筆談、身振り等で状況説明を行い、避難所等へ誘導する。
避難所での留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害者には、広報誌や広報掲示板、電光掲示板、見えるラジオ、文字放送付きテレビ、FAX等を活用するほか、音声による連絡は必ず文字でも掲示したり、手話通訳者、要約筆記者の配置に努める。また、できるだけ分かりやすい言葉を使い、漢字にはルビをふるよう配慮する。 ・特に、避難所での物資等の配付の際など、随時の館内放送が届きづらいため、十分配慮する必要がある。 ・補聴器等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に対応するために、電池などの確保・修理・支給するように努める。 ・避難場所では、手話通訳などの支援が必要な人同士はできるだけ近くに集ってもらい、情報がスムーズに行き渡るよう配慮する。 ・避難している聴覚障害者の情報(どの避難所に何人)を県(担当部署)や支援団体(障害者団体等)と共有し、必要な支援が届くよう配慮する。

区 分	盲ろう(視覚障害と聴覚障害を併せ持つ人)
特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚及び音声による情報が伝わらない。 ・自宅以外の場所では周りの状況がわからないため、全面的に介助が必要になる。 ・生活環境や障害発生時期により、通訳の方法が一人ひとり異なる。
情報伝達の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・家族、支援者への迅速な情報伝達が必要 ・視覚及び聴覚障害通訳者等を派遣し、触手話、指点字、手のひら書き等の手段による情報伝達及び状況説明が必要
避難時の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚及び聴覚障害通訳者・介助員等を派遣し、避難所等へ誘導する。
避難所での留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・単独でいると全ての情報から閉ざされてしまうので、常に通訳者や介助者の支援が必要 ・避難している盲ろう者の情報(どの避難所に何人)を県(担当部署)や支援団体(障害者団体等)と共有し、必要な支援が届くよう配慮する。

区 分	肢体不自由者
特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。車椅子やウォーカー等の補助具がない場合、自力での移動が困難である。
情報伝達の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要
避難時の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自力で避難することが困難で、車椅子やストレッチャー等の移動用具も確保できない場合には、負ぶい紐でおぶったり、毛布等で作った応急担架等により避難させる。 (車椅子を使用する場合) ・段差を越えるときは、押す人の足下にあるステップバーを踏み、車椅子の前輪を持ち上げてから段差に乗せ、次に後輪を持ち上げて静かに後輪を段差に乗せる。 ・上がるときは車椅子を前向きに、下りるときは車椅子を後ろ向きにし、軽くブレーキをかけながらゆっくり下りるようにする。 ・階段を移動するときは、2人から3人で車椅子を持ち上げてゆっくり移動する。 ・特に電源を必要とする医療機器を使用している人、その他の医療的ケアを必要とする人については、できるだけ対応可能な場所に避難することが望ましい。(避難の際には、本人や家族に必要な医療的ケアについて確認し、避難誘導・避難支援にあたるよう努める。)
避難所での留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子が通ることができる通路を確保する。 ・本人の意向を確認の上、できるだけ出入口やトイレに近い場所を確保するなど、移動が少なく済むよう配慮する。 ・車椅子対応が可能な洋式トイレを用意し、本人の意向を確認の上、できるだけトイレに近い場所を確保する。 ・車椅子等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて修理・支給するように努める。

区 分	内部障害
特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合があるため、車椅子等の補装具が必要である。 ・人工透析などの医療的援助や常時使用する医療機器(人工呼吸器、酸素ボンベなど)、医薬品が必要となる。
情報伝達の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要
避難時の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・常時使用する医療機器(酸素ボンベ等)や薬を調達し、支給する必要がある。 ・自力で避難することが困難な場合には、車椅子やストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましいが、移動用具等が確保できない場合には、負ぶい紐でおぶったり、毛布等で作った応急担架等により避難させる。 ・医療的措置が必要と判断される場合は、安全が確認された医療機関へ速やかに移送する。 ・特に電源を必要とする医療機器を使用している人、その他の医療的ケアを必要とする人については、できるだけ対応可能な場所に避難することが望ましい。(避難の際には、本人や家族に必要な医療的ケアについて確認し、避難誘導・避難支援にあたるよう努める。)
避難所での留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・食事制限の必要な人を確認する。 ・薬やケア用品を確保する。 ・医療機関の協力を得て、巡回診療について配慮するように努める。 ・より本人の状態に適した避難場所への移動を希望するかを確認する。 ・医療機材の消毒や交換等のため、清潔な治療スペースを設ける。

区 分	難病
特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・難病患者の中には、自力歩行や素早い避難行動が困難な方がいる。また、神経や筋肉の障害により、発語が困難な方がいる。 ・疾病により状態が様々で、疲れやすい人も多く、また、外見上はわかりにくい症状(痛み、倦怠感等)に悩まされることも多い。 ・人工透析などの医療的援助や常時使用する医療機器(人工呼吸器、酸素ボンベなど)、医薬品が必要となる。
情報伝達の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要
避難時の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機器の継続使用が可能な状態であることを確認する。 ・自力で避難することが困難な場合には、車椅子やストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましいが、移動用具等が確保できない場合には、負い紐でおぶったり、毛布等で作った応急担架等により避難させる。 ・本人の状態に適した避難場所への移動を希望するかを確認する。 ・医療的措置が必要となる場合も多いため、早期に安全が確認された医療機関への移送を検討し、必要と判断される場合は速やかに移送する。
避難所での留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊な薬剤や食事制限等の疾患に関する必要な情報を確認することが必要 ・疾患に応じた必要な医薬品を調達し、支給するなど医療の確保を図る。 ・医療機関の協力を得て、巡回診療について配慮するように努める。 ・より本人の状態に適した避難場所への移動を希望するかを確認する。 ・医療機材の消毒や交換等のため、清潔な治療スペースを設ける。 ・緊急に医療的措置が必要と判断される場合は、安全が確認された医療機関へ速やかに移送する。

区 分	アレルギー疾患
特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・エビ、カニ、小麦、そば、卵、乳、落花生の有無については、頻度が多く、かつ、重篤な食物アレルギーを引き起こす可能性があるため、これらの材料が入っている場合は、明示することも必要になる。 ・アワビ、イカ、イクラ、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、クルミ、サケ、サバ、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、マツタケ、モモ、ヤマイモ、リンゴ、ゼラチンもアレルギーを引き起こす食物であることが知られているので、注意が必要である。
情報伝達の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・物資の供給においては、アレルギー反応等で個別に用意する必要がある家族は、自主的な確保について事前に周知することが必要である。
避難時の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・避難中の生活を考慮し、適切な避難誘導が必要である。 ・避難所生活においては、個別の特殊なニーズ(食物アレルギー、吸入器、シャワーなど)については考慮されていない場合が多いと考えられるので、物資の提供などに際しては十分に注意を要する。
避難所での留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・アレルギーの有無を調査し、食事等については、医師、栄養士等専門家の意見を聞き、きめ細やかに対処すること。また、継続的投薬が必要な者等についても同様とする。 ・調理には衛生を心がけ、原則として加熱したものを提供する。 ・自宅が無事である場合でも、家具の転倒や散乱物などの掃除、周辺での倒壊家屋や道路等の復旧工事に伴い、ほこりなどが飛散しやすい環境が長期に続くと考えられ、アレルギーの引き金となり、重症化するおそれがある点についても周知を要する。 ・動物アレルギーや人獣共通感染症発生防止の観点からも、避難所でのペットとの同居は原則禁止し、近くに飼育スペースを確保し、屋根等の施設整備を実施することが望ましい。

区 分	知的障害
特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・急激な環境変化への対応が苦手なため、環境の変化のため精神が不安定になることがある ・急激な環境の変化により、精神的な動揺が見られる場合がある。
情報伝達の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションにおいては、わかりやすく明瞭かつ具体的な言葉で、ゆっくり話しかけるようにする。 ・イラストや写真、カード、コミュニケーションボードを使うなど、視覚面も含めたコミュニケーションをするなど、配慮が必要となる。
避難時の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかけるようにする。 ・必ず誰かが付き添い、手を引くなどして移動させる。(一人にはしない。) ・災害の不安から大声や奇声をあげたり異常な行動をとっても、叱らない。 ・避難の際に、思いもよらない行動をすることや、座り込んでしまうことなどが考えられる。 ・発作がある場合、主治医もしくは最寄りの医療機関等へ相談し指示を受ける。
避難所での留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所など多人数と空間を共有する場合には、他の避難者など周囲とトラブルが起きやすい。個室や仕切りのある部屋など限定された空間を用意するなど配慮が必要である。 ・周囲とコミュニケーションが十分にとれず、環境の変化のため精神が不安定になることがあるので、適切な情報提供と精神の安定を図るために、適切に話しかけるなど気持ちを落ち着かせられるようきめ細かい対応が必要である。

区 分	発達障害
特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・とっさに人と気持ちを交わすことが難しく、突発的な状況の急変を読み取れない。 ・言葉だけでは、災害の怖さや避難の必要性などをイメージしたり、理解したりすることができない場合がある。 ・いつもと違う状況や変化が起きると対応できず、落ち着きがなくなったりパニックを起こしたりすることがある。
情報伝達の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的に、短い言葉で、ゆっくりとわかりやすく情報を伝える。 ・絵、図、文字などを組み合わせて、理解しやすい方法で情報を伝える。
避難時の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかけるようにする。 ・必ず誰かが付き添い、手を引くなどして移動させる。(一人にはしない。) ・自分で危険を判断し行動することが困難。急激な環境の変化により精神的な動揺が見られる場合がある。 ・避難所や車中生活では適応できずに、激しく動揺する可能性がある。 ・災害時の救出の際に、強い不安のため座り込んでしまうことなど、ショックによる行動をとることも考えられる。
避難所での留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所など多人数と空間を共有する場合には、他の避難者など周囲とトラブルが起きやすい。個室や仕切りのある部屋など限定された空間を用意するなど配慮が必要である。 ・周囲とコミュニケーションが十分にとれず、環境の変化のため精神が不安定になることがあるので、適切な情報提供と精神の安定を図るために、適切に話しかけるなど気持ちを落ち着かせられるようきめ細かい対応が必要である。

区分	精神障害
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・病気のために社会生活や対人関係などに支障をきたすことも多く、避難所等の集団生活になじめないこともある。 ・災害発生時には、精神的な動揺が激しくなり、訴えが増加する場合や、必要な訴えや相談ができなくなる場合もある。 ・多くの場合、継続的な服薬や医療的なケアが必要である
情報伝達の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的に、わかりやすく簡単に情報を伝える必要がある。 ・本人が孤立しないように、知人や仲間と一緒に生活できるよう配慮した支援が必要である。 ・言語により理解が得られにくい場合には、メモを利用することも有効である。
避難時の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・努めて冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等、本人を安心させ、冷静さを保つようにする。 ・孤立しないよう、家族や知人と一緒に行動できるようにする。 ・家族や知人がいない場合は、誰かが付き添い、移動させる。(一人にはしない。) ・災害の不安から大声や奇声をあげたり異常な行動をとっても、叱らない。 ・強い不安や症状悪化がみられる場合は、DPAT(災害派遣精神医療チーム)や主治医、若しくは市町村又は保健所に相談し指示を受ける。
避難所での留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境の変化により情緒不安定やパニックになったり、他者との交流が不慣れで、奇異な行動や言動により時に周囲から孤立するおそれがある。 ・外来診察や往診、訪問相談などが必要である。 ・被災をきっかけに精神的な不調を引き起こす者もいることから、避難所生活全体の支援の一環として健康相談を行い、支援を要する者を早期に把握する。 ・集団の中ではパニックになることもあるため、避難所内に、救護所や居住部分と離れた落ち着ける場所を用意する。 ・精神的に不安定になる場合、専門的知識のある人に連絡をとるなど配慮する必要がある。 ・医療機関の協力を得て、巡回診療について配慮するように努める。

区分	妊産婦
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・行動機能が低下しているが、自分で判断し行動できる。
情報伝達の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要 ・日頃から服用している薬があれば携帯する。
避難時の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導を支援してくれる人の確保が必要
避難所での留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・保健医療サービスの提供や、心のケア対策などが必要である。 ・十分な栄養(栄養食品等)が取れるように努める。 ・居室の温度調整(身体を冷やさないように)ができるように努める。 ・安全に横になって休めるスペースの確保に努める。

区分	乳幼児
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・危険を判断し行動する能力はない、あるいは弱い。 ・時間帯によって、保護者がいない児童がいる。
情報伝達の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・家族、支援者への迅速な情報伝達が必要 ・日頃から服用している薬があれば携帯する。
避難時の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者がいても、複数の乳幼児を抱えている場合は、避難誘導等で支援を要する場合がある。
避難所での留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーに配慮した授乳や着替えの場所を、速やかに確保することが必要である。 ・育児室を就寝場所から離れた場所(乳幼児の泣き声が聞こえないよう)にできるだけ早く確保し、両親や家族の心理的プレッシャーを和らげるように努める。 ・粉ミルク、離乳食、哺乳瓶、おむつ等を確保する。

区分	外国人
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語を十分理解できない場合は、緊急防災メール・掲示等における漢字表記や災害用語が理解できないなど、災害情報や避難情報などの伝達が困難な場合がある。 ・地震・津波や台風などの無い国からの外国人は、これらに対する災害経験や知識が極端に少ない、又はまったく無い場合がある。
情報伝達の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者への情報提供は、日本語の理解が十分ではない外国人でも内容が把握しやすいよう、やさしい日本語やイラスト等を使うよう配慮する。また、避難者同士の伝言スペースも用意する。
避難時の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・通訳、翻訳者を配置するように努める。 ・災害や避難のことをわかりやすく説明した母国語情報の提供が必要
避難所での留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所へ避難している外国人について、速やかな把握に努め、言語支援の要否を確認し、適切な対応・引継等を行う。 ・避難所の存在自体を知らない、又は遠慮して避難しない場合があるため、在宅の被災者にも配慮する必要がある。 ・災害経験が極端に少ない、又はまったく無い場合があるため、例えば、大地震後の余震や津波など災害の特性とその対応について十分周知する必要がある。 ・文化や習慣等の違いのため、避難所生活に困難が生じることがある。特に、宗教等に起因する服装や食事、入浴等の習慣の違いが大きく、避難所生活に支障をきたすおそれがあるので配慮が必要